

入会・退会及び除名手続き等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社団法人大阪府警備業協会（以下「協会」という。）定款（以下「定款」という。）第6条、第8条及び第9条の規定に基づく入会、退会及び除名等の手続きについて定めることを目的とする。

(入会資格)

第2条 正会員として入会しようとする者は、次の各号に掲げる要件を満たす者であることを要する。

- (1) 公安委員会の認定を受けた警備業者で、大阪府下で営業する個人又は法人であること。
- (2) 警備業法等関係法令並びに協会の定款及び諸規程を遵守できる者であること。
- (3) 労働保険及び健康保険等必要な保険に加入している者であること。
- (4) 暴力団及び総会屋等反社会的集団の構成員等との親交がなく、これらの者の威力を示し又は影響力を行使し若しくは支援を受けて他人の警備業務を妨害するおそれがないと認められる者であること。
- (5) 悪意を持って会員の業務を妨害したり、営業活動等に伴い顧客又は同業社に対し道義に反する不当要求行為を行うおそれがないと認められる者であること。

(入会手続き)

第3条 正会員として入会しようとする者は、入会申込書（別記様式1）に必要事項を記載し、次の各号に掲げる書類を添付し、所在地の支部長を経由して会長（事務局）に提出し、運営委員会の審査及び理事会の承認を得なければならない。

- (1) 登記事項証明書の写し（法人のみ）
- (2) 会社の経歴書
- (3) 代表者の経歴書
- (4) 警備業法第5条第2項に規定する認定証の写し又は同法第9条に規定する営業所設置等届出書の写し
- (5) 労働保険成立届出書の写し
- (6) 健康保険、厚生年金保険の申請認可の写し
- (7) 誓約書（別記様式2）
- (8) 所在地支部会員2名による推薦書2通（別記様式3）

2 所在地の支部長は、入会申込書に基づき支部幹事会に諮り、その結果を意見書（別記様式4）に記載のうえ、一件書類とともに会長（事務局）に提出しなければならない。

3 賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書（別記様式1の2）に必要事項を記載し、次の各号に掲げる書類を添付して会長（事務局）に提出し、運営委員会の審査及び理事会の承認を得なければならない。

- (1) 登記事項証明書の写し（法人のみ）
- (2) 会社の経歴書

4 名誉会員の入会手続きは、別に定める。

(入会審査)

第4条 会長は、前条に定めるところにより正会員及び賛助会員として入会しようとする者の入会申込があった場合は、運営委員会に諮る。

2 運営委員会は、正会員として入会しようとする者が第2条各号に掲げる要件を満たす者であるか否か等について審査する。

3 運営委員会は、正会員として入会しようとする者を審査した結果、第2条に掲げる要件を満たさない場合、又は入会が不相当と認めた場合は、その理由を付して会長に報告する。

4 運営委員会は、賛助会員として入会しようとする者について、入会が不相当と認めた場合は、その理由を付して会長に報告する。

(理事会への付議)

第5条 会長は、正会員及び賛助会員として入会しようとする者について、運営委員会の報告に基づき、入会の適否の意見を付して理事会の審議に付する。

(通知)

第6条 会長は、入会審査の結果を速やかに入会申込者に通知する。

(変更届)

第7条 会員は、次の各号に掲げる事項に変更があった場合は、14日以内に変更届（別記様式5）により会長（事務局）に届け出る。

(1) 会社名

(2) 会社の所在地及び郵便番号

(3) 代表者

(4) 資本金

(5) 電話番号、FAX番号及びメールアドレス

(退会勧告)

第8条 会長は、会員が次の各号に掲げる事由の一に該当し、定款第9条の除名事由にあたると認められる場合は、運営委員会に諮り、理事会の承認を得て退会勧告をする。

(1) 警備業法第49条の規定により、大阪府公安委員会から30日以上の営業停止処分を受けたもの。

(2) 警備業法及び関係諸法令に違反し、協会の名誉を毀損したと認められるもの。

(3) 暴力団及び総会屋等反社会的集団の構成員等との親交があり、その威力を示し又は影響力を行使し若しくは支援を受けて他人の警備業務を妨害していることが明らかであると認められるもの。

(4) 悪意を持って他の会員の業務を妨害したり、営業活動等に伴い顧客又は同業社に対し道義に反する不当行為を行っているものと認められるもの。

(5) 本協会の役員選挙に関し、公正を疑われる不当な行為を行ったと認められるもの。

(6) 定款第9条に定める除名事由に該当する事実があると認められるもの。

2 会長は、前項の措置を決定するにあたっては、運営委員会に対象会員及び関係当事者の出席を求め、その弁明、意見を聴く等、事実の確認及び公正な措置に配慮しなければならない。

(退会手続)

第9条 会員が前条若しくはその他の事由により退会しようとする場合は、退会届（別記様式6）を会長（事務局）に提出する。

（除名手続）

第10条 会長は、会員が第8条の退会勧告を受けてそれに応じないときは、理事会に諮り、定款第9条に定める除名の措置をとる。

2 会長は、定款第9条に基づき会員を除名する場合は、除名年月日及び除名理由を記載した文書を交付して行う。

（再入会）

第11条 協会を退会した後再入会しようとする者は、次の各号に掲げる事由の一に該当する場合は、入会できない。

- （1）任意に退会した後1年を経過していない者
- （2）会費未納により会員の資格を喪失した後2年を経過していない者
- （3）退会勧告を受けて退会した後3年を経過していない者
- （4）除名された後5年を経過していない者

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 企業モラルの推進に関する規程第5条、第6条に基づき定款第9条に定める除名処分の措置をとる場合は、当分の間、本規程第8条以下を準用する。